

## 「高齢化対策国内事例調査（地域包括ケアシステム）」

（公告日：2020年7月7日／公告番号：20a00339）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達部次長（契約担当）

| 通番 | 該当頁            | 項目                                | 質問  | 回答  |
|----|----------------|-----------------------------------|---|---|
| 1  | p13            | 2. 委託業務の目的                        | 本業務で作成したワーキングペーパーや対外発信資料は、業務終了後、具体的にどのような場面で発信していくご予定かご教示いただければ幸いです。                | 高齢化分野における研修資料や、今後同分野での協力を検討する国の政府関係者及びJICA関係者の参考として広く活用する予定です。        |
| 2  | p13            | 2. 委託業務の目的                        | 開発途上国の高齢化の状況は具体的には国によって様々であるという認識ですが、特定の国に焦点を絞った上で提案することは可能かご教示いただければ幸いです。          | 本件業務は、日本国内の事例研究に軸足を置くものであり、成果品は特定の途上国向けではなく広く活用することを想定しています。          |
| 3  | P. 14          | 「3. 委託業務の内容」                      | 協議等、業務の相手先となる「発注者」には2020年6月より実施中の「高齢化分野課題対応力強化国内受託業務」受注者も含まれるでしょうか。                 | 発注者は独立行政法人国際協力機構ですので、個別契約の契約相手方は発注者には該当しません。                          |
| 4  | P. 16          | 「7. 積算方法について」                     | 直接経費は想定されておきませんが、基本文献レビュー業務において書籍の購入が必要な際は、発注者と協議のうえ、貴機構の負担により購入可能という理解でよろしいでしょうか。  | 内容に応じ、協議の上で決定することとします。コンサルタントの知見として求められるレベルの基本的な文献の購入は想定していません。       |
| 5  | P. 17          | 「8. 精算方法について」                     | 「別添2 下見積金額及び入札金額試算表」とありますが、今回下見積の提出は必要でしょうか。  | 今回の入札におきましては、下見積書の提出は不要です。  |
| 6  | P. 23          | 「3. 業務総括者の経験・能力」類似業務の経験           | 「総括業務の経験・実績を評価する」とありますが、実質的に支援業務であり単独の要員を想定している本案件において、総括経験はどのように活かされると考えればよいでしょうか。 | 単独の要員のご提案である場合には、同項目は一般的なコンサルタント経験の参考程度に止め、評価表の同枠内の他の「●」に記載の項目を重視します。 |
| 7  | 入札説明書<br>p. 14 | 3. 委託業務の内容<br>(2)ウ. 国内事例インタビューの実施 | インタビュー実施に必要な受入機関との調整・手続きを行う、とありますが、必要に応じて、貴機構からレターなどを出していただくことは可能でしょうか。             | 必要に応じ、レターの発出等の対応が可能です。  |
| 8  | 入札説明書<br>p. 15 | 3. 委託業務の内容<br>(3)イ. 意見交換会の実施      | 意見交換会の実施に必要な関係者との調整・手続きを行う、とありますが、必要に応じて、貴機構からレターなどを出していただくことは可能でしょうか。              | 必要に応じ、レターの発出等の対応が可能です。  |

| 通番 | 該当頁            | 項目  | 質問  | 回答   |
|----|----------------|---|---|--|
| 9  | P.14           | (1) 基礎文献レビュー及び質問票の作成  | イの項目の3行目「地域包括ケアに関する代表的な取組を行っている地域の関係者」とは、県や市町村の関連機関、もしくはサービス提供機関など、具体的にどのような機関の想定でしょうか。また、発注者による対象地域選定後に、質問票に合わせ、選択可能でしょうか。                                     | 自治体、介護サービス事業者、住民団体等を想定しています。協議の上で決定することとします。   |
| 10 | P.16           | 6. 成果品<br>(1) 報告書   | ウの項目の「別添3様式」とは、どちらになりますでしょうか。入札説明書の中では、別添2までしか見当たりませんでした。別添1のことでしょうか。   | 正しくは別添1でした。訂正いたします。  |
| 11 | P.16           | 6. 成果品<br>(1) 報告書   | 業務報告書と経費精算報告書は四半期毎とのことですが、9月末、12月末、2月中旬の計3回提出するという合っていますでしょうか。  | ご理解のとおりです。後述17番のとおり、最終の業務報告書は業務完了報告書を兼ねることとします。  |
| 12 | 6頁             | 第1 入札<br>10. 入札<br>執行(入札<br>会)の日時<br>及び場所等<br>(3) 4)                | 「事前にメールで提出した1回目入札書PDFのパスワード」を持参することとされていますが、持参の方法(厳封が必要、社印の押印が必要など)は決まっていますでしょうか。   | 現在、機構のホームページでアップロードしている入札書の書式最新版には、パスワード記入欄を設けましたので、最新版の書式を利用してパスワードを記入いただければ、入札会当日にパスワードを記載したメモを別に持参いただかなくてもけっこうです。<br>なお、パスワードを記載したメモを持参いただいても問題ありませんが、厳封も押印も不要です。 |
| 13 | 21頁            | 第3 技術<br>提案書の作<br>成要領<br>2. 技術提<br>案書作成に<br>係る要件・<br>留意事項<br>(2) ウ. | 要員計画として業務に必要な業務総括者数を提案することとなっていますが、複数名で業務を行うことを提案させていただく場合、全要員が「業務総括者」となりますでしょうか。また、「(3)業務総括者の経験・能力等」で全要員が評価対象となりますでしょうか。                                       | 複数名の要員を提案される場合、業務総括者、評価対象者ともに1名とします。   |
| 14 | 14ページ          | 業務仕様書<br>(案)<br>3. (1)、イ  | 「現地調査の対象地(3か所)は本業務開始後に発注者が指定する」とあるが、受注者が対象地を提案することも可能か  | 提案も可能です。対象地は協議の上で決定することとします。   |
| 15 | 14~<br>15ページ   | 業務仕様書<br>(案) 3. (1)<br>~ (5)  | 本案件の最も重要な作業の一つはワーキングペーパーの作成であり、これは受注者、発注者の他に、様々な内外関係者により執筆されるとの認識であるが、取りまとめの責任者は発注者であり、受注者は発注者により依頼された担当事項を遂行するという理解で良いか。それとも、担当事項の他、全体的な取りまとめも受注者が担うものと理解すべきか。 | 発注者が依頼した担当事項を遂行することのご理解をお願いいたします。  |
| 16 | 14ページ<br>16ページ | 業務仕様書<br>(案)<br>3. (2)、<br>3. (3) 及び<br>7. (2)                      | 7. (2)積算方法において「本業務では直接経費は想定していない。」と記載されているが、3. (2)、(3)の活動については、受入れ機関への謝金や、有識者を招待した場合の交通費や日当等の発生も考えられるが、それらの直接経費も貴機構側で負担頂けるといふ想定で立案してよいか?                        | 謝金及び交通費等については、発注者の負担とします。  |

| 通番 | 該当頁   | 項目                                | 質問  | 回答         |
|----|-------|-----------------------------------|---|------------|
| 17 | 15ページ | 業務仕様書<br>(案)<br>3. (6)、<br>6. (0) | 報告書に関し、6. (1)では業務報告書（四半期毎）のみの提出となっているが、3. (6)では同報告書に加え、業務完了報告書の必要性も記載されている。本案件の業務期間（約4ヵ月）を考えると、最後の業務報告書（四半期毎）が業務完了報告書と見なされる（別々の報告書を作る必要はない）という理解で良いか。 | ご理解のとおりです。 |

以上